

平成30年第3回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

平成29年度荒尾市会計別決算総括表

(単位:円)

会計別	歳入							歳出					歳入歳出差引額 実質収支額及び基金繰入額 (L)=(C-H) 歳入歳出差引額 翌年度へ繰り越すべき財源 実質収支額 基金繰入額 0
	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額 (D)	収入未済額 (E)=(B-C-D)	予算現額と 収入済額の 比較 (F)=(C-A)	予算現額 (G)	支出済額 (H)	翌年 繰越 額 (I)	不用額 (J)=(G-H-I)	予算現額と 支出済額の 比較 (K)=(G-H)		
一般会計	21,489,266,705	21,142,812,498	20,678,017,587	20,622,122	444,172,789	△ 811,249,118	21,489,266,705	20,085,000,158	745,408,660	658,857,887	1,404,266,547	593,017,429 159,744,660 433,272,769 0	
国民健康保険 特別会計	8,921,470,000	9,299,332,748	8,951,789,941	21,491,823	326,050,984	30,319,941	8,921,470,000	8,652,987,834	0	268,482,166	268,482,166	298,802,107	
介護保険 特別会計	6,339,008,000	5,866,939,032	5,841,513,852	7,567,240	17,857,940	△ 497,494,148	6,339,008,000	5,424,608,767	0	914,399,233	914,399,233	416,905,085 149,801,000	
後期高齢者医療 特別会計	26,371,000	22,821,374	22,821,374	0	0	△ 3,549,626	26,371,000	18,905,593	0	7,465,407	7,465,407	3,915,781 3,905,000	
	740,154,000	731,748,704	730,290,904	5,900	1,451,900	△ 9,863,096	740,154,000	721,031,704	0	19,122,296	19,122,296	9,259,200	
南新地土地 区画整理事業 特別会計	579,646,840	485,005,074	387,871,864	0	97,133,210	△ 191,774,976	579,646,840	367,135,084	201,269,990	11,241,766	212,511,756	20,736,780 20,736,780 0	

議第55号資料

平成29年度荒尾市水道事業会計決算資料

1 収益的収入及び支出

収入

(単位:千円)

科目	年度	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 営業収益		746,245	72.3	755,391	72.8	△ 9,146	△ 1.2
①給水収益		744,204	72.1	753,097	72.6	△ 8,893	△ 1.2
②その他の営業収益		2,041	0.2	2,294	0.2	△ 253	△ 11.0
2 営業外収益		285,746	27.7	282,395	27.2	3,351	1.2
①受取利息		56	0.0	65	0.0	△ 9	△ 13.8
②他会計補助金		51,113	5.0	53,035	5.1	△ 1,922	△ 3.6
③長期前受金戻入		203,565	19.7	199,703	19.2	3,862	1.9
④雑収益		31,012	3.0	27,492	2.7	3,520	12.8
⑤引当金戻入益		0	0.0	2,100	0.2	△ 2,100	皆減
3 特別利益		21	0.0	0	0.0	21	皆増
①過年度損益修正益		21	0.0	0	0.0	21	皆増
計		1,032,012	100.0	1,037,786	100.0	△ 5,774	△ 0.6

支出

(単位:千円)

科目	年度	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 営業費用		841,456	91.6	841,215	91.3	241	0.0
①職員給与費		43,977	4.8	42,174	4.6	1,803	4.3
給料		23,957	2.6	23,063	2.5	894	3.9
手当等		12,823	1.4	12,508	1.4	315	2.5
法定福利費		7,197	0.8	6,603	0.7	594	9.0
②経費		419,972	45.6	430,808	46.7	△ 10,836	△ 2.5
修繕費		25,607	2.8	22,196	2.4	3,411	15.4
委託料(包括:修繕費)		45,780	5.0	54,167	5.9	△ 8,387	△ 15.5
委託料(包括:動力費)		48,940	5.3	43,469	4.7	5,471	12.6
委託料(包括:その他)		171,232	18.6	170,848	18.5	384	0.2
委託料(包括以外)		92,179	10.0	91,146	9.9	1,033	1.1
受水費		410	0.0	11,820	1.3	△ 11,410	△ 96.5
その他		35,824	3.9	37,162	4.0	△ 1,338	△ 3.6
③減価償却費		370,126	40.4	363,969	39.5	6,157	1.7
④資産減耗費		7,381	0.8	4,264	0.5	3,117	73.1
2 営業外費用		76,916	8.4	80,380	8.7	△ 3,464	△ 4.3
①支払利息		76,841	8.4	80,315	8.7	△ 3,474	△ 4.3
②雑支出		75	0.0	65	0.0	10	15.4
計		918,372	100.0	921,595	100.0	△ 3,223	△ 0.3

(単位:千円)

収入総額	1,032,012	利益剰余金処分額(案)	
支出総額	918,372	当年度未処分利益剰余金	308,892
収支差引	113,640	資本金への組入れ	△ 118,137
前年度繰越利益剰余金	77,115	減債積立金の積立て	△ 50,000
その他未処分利益剰余金変動額	118,137	建設改良積立金の積立て	△ 100,000
当年度未処分利益剰余金	308,892	翌年度繰越利益剰余金	40,755

2 資本的収入及び支出

収入

(単位:千円)

科目	年度	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 企業債		185,000	45.7	163,600	48.4	21,400	13.1
2 工事負担金		9,005	2.2	12,376	3.6	△ 3,371	△ 27.2
3 他会計負担金		3,847	1.0	3,311	1.0	536	16.2
4 補助金		206,893	51.1	159,039	47.0	47,854	30.1
計		404,745	100.0	338,326	100.0	66,419	19.6

支出

(単位:千円)

科目	年度	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 建設改良費		487,457	68.0	380,910	63.4	106,547	28.0
①配水設備拡張費		304,947	42.6	142,242	23.6	162,705	114.4
委託料(包括:工事費)		252,293	35.2	97,949	16.2	154,344	157.6
委託料(包括:その他)		50,630	7.1	42,000	7.0	8,630	20.5
その他		2,024	0.3	2,293	0.4	△ 269	△ 11.7
②配水設備改良費		170,838	23.8	230,438	38.4	△ 59,600	△ 25.9
委託料(包括:工事費)		125,197	17.5	190,926	31.8	△ 65,729	△ 34.4
委託料(包括:その他)		19,008	2.6	19,008	3.2	0	0.0
その他		26,633	3.7	20,504	3.4	6,129	29.9
③営業設備費		11,672	1.6	8,230	1.4	3,442	41.8
委託料(包括:工事費)		9,898	1.4	8,230	1.4	1,668	20.3
その他		1,774	0.2	0	0.0	1,774	皆増
2 企業債償還金		228,986	32.0	219,742	36.6	9,244	4.2
計		716,443	100.0	600,652	100.0	115,791	19.3

収入総額 404,745千円

支出総額 716,443千円

収支差引 △311,698千円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額311,698千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,830千円、当年度分損益勘定留保資金173,731千円及び建設改良積立金118,137千円で補填した。

3 事業概要

(1) 主な建設改良工事

工事内容	工事費(千円)	着工年月日	竣工年月日	備考
日の出町地区配水管布設その2・その3工事	25,650	平成29年1月23日	平成29年4月17日	H28繰越し
原万田地区共同給水装置付替その1・その2工事	26,060	平成29年3月31日	平成29年9月29日	H28繰越し
万田地区共同給水装置付替その1・その2・その3工事	48,920	平成29年3月31日	平成29年9月29日	H28繰越し
大島地区共同給水装置付替工事	16,467	平成29年3月31日	平成29年9月29日	H28繰越し
四ツ山地区共同給水装置付替その1・その2工事	28,307	平成29年8月25日	平成30年1月31日	
昭和町地区共同給水装置付替工事	14,785	平成29年8月25日	平成30年1月31日	
大正町地区共同給水装置付替工事	12,733	平成29年8月25日	平成30年1月31日	
原万田地区共同給水装置付替その3・その4工事	23,177	平成29年8月25日	平成30年1月31日	
下井手地区共同給水装置付替その1・その2工事	34,032	平成29年9月13日	平成30年2月9日	
機械電気設備更新工事	43,260	平成29年4月1日	平成30年3月31日	

(2) 業務量等

事項・単位	年度	平成29年度	平成28年度	対前年度比	
				増減	伸率(%)
行政区域内人口	人	53,098	53,675	△ 577	△ 1.1
年度末給水人口	人	50,801	51,335	△ 534	△ 1.0
普及率	%	95.7	95.6	0.1	
年間総配水量	m ³	5,742,488	5,758,925	△ 16,437	△ 0.3
年間有収水量	m ³	5,051,674	5,101,638	△ 49,964	△ 1.0
1日平均配水量	m ³	15,733	15,778	△ 45	△ 0.3
1日最大配水量	m ³	17,215	17,269	△ 54	△ 0.3
有収水量率	%	88.0	88.6	△ 0.6	
供給単価	円/m ³	147.32	147.62	△ 0.30	△ 0.2
給水原価	円/m ³	141.50	141.50	0.00	0.0
料金回収率	%	104.1	104.3	△ 0.2	

議第56号資料

平成29年度荒尾市下水道事業会計決算資料

1 収益的収入及び支出

収入

(単位:千円)

科目	年度	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 営業収益		830,461	61.7	826,899	61.0	3,562	0.4
①下水道使用料		748,091	55.6	741,353	54.7	6,738	0.9
②他会計負担金		82,321	6.1	85,499	6.3	△ 3,178	△ 3.7
③その他営業収益		49	0.0	47	0.0	2	4.3
2 営業外収益		515,661	38.3	529,510	39.0	△ 13,849	△ 2.6
①受取利息及び配当金		3	0.0	8	0.0	△ 5	△ 62.5
②他会計補助金		228,816	17.0	233,057	17.2	△ 4,241	△ 1.8
③長期前受金戻入		286,770	21.3	295,960	21.8	△ 9,190	△ 3.1
④雑収益		72	0.0	485	0.0	△ 413	△ 85.2
3 特別利益		0	0.0	89	0.0	△ 89	皆減
計		1,346,122	100.0	1,356,498	100.0	△ 10,376	△ 0.8

支出

(単位:千円)

科目	年度	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 営業費用		1,027,710	88.3	1,028,357	87.5	△ 647	△ 0.1
①職員給与費		57,659	4.9	63,241	5.4	△ 5,582	△ 8.8
給料		28,639	2.5	33,864	2.9	△ 5,225	△ 15.4
手当等		20,311	1.7	18,637	1.6	1,674	9.0
法定福利費		8,709	0.7	10,740	0.9	△ 2,031	△ 18.9
②経費		362,528	31.2	347,097	29.5	15,431	4.4
光熱水費		16,236	1.4	15,129	1.3	1,107	7.3
修繕費		45,207	3.9	35,626	3.0	9,581	26.9
委託料		291,300	25.0	284,820	24.2	6,480	2.3
その他		9,785	0.9	11,522	1.0	△ 1,737	△ 15.1
③減価償却費		601,715	51.7	603,984	51.4	△ 2,269	△ 0.4
④資産減耗費		5,808	0.5	14,035	1.2	△ 8,227	△ 58.6
2 営業外費用		136,740	11.7	146,361	12.5	△ 9,621	△ 6.6
①支払利息		133,969	11.5	143,830	12.3	△ 9,861	△ 6.9
②雑支出		2,771	0.2	2,531	0.2	240	9.5
3 特別損失		9	0.0	195	0.0	△ 186	△ 95.4
計		1,164,459	100.0	1,174,913	100.0	△ 10,454	△ 0.9

(単位:千円)

収入総額	1,346,122
支出総額	1,164,459
収支差引	181,663
前年度繰越利益剰余金	0
その他未処分利益剰余金変動額	169,032
当年度未処分利益剰余金	350,695

利益剰余金処分額(案)

当年度未処分利益剰余金	350,695
資本金への組入れ	△ 169,032
減債積立金の積立て	△ 100,000
建設改良積立金の積立て	△ 81,663
翌年度繰越利益剰余金	0

2 資本的収入及び支出

収入

(単位:千円)

科目	年度	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 企業債		319,900	55.1	299,900	52.8	20,000	6.7
2 補助金		243,296	42.0	253,598	44.7	△ 10,302	△ 4.1
3 固定資産売却代金		0	0.0	1,152	0.2	△ 1,152	皆減
4 受益者負担金		16,688	2.9	12,883	2.3	3,805	29.5
計		579,884	100.0	567,533	100.0	12,351	2.2

支出

(単位:千円)

科目	年度	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	増減	伸率(%)
1 建設改良費		514,618	47.2	529,828	48.0	△ 15,210	△ 2.9
2 借入償還金		574,938	52.8	574,910	52.0	28	0.0
3 国庫補助金返還金		0	0.0	0	0.0	0	0.0
計		1,089,556	100.0	1,104,738	100.0	△ 15,182	△ 1.4

収入総額 579,884千円

支出総額 1,089,556千円

収支差引 △509,672千円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額509,672千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,887千円、当年度分損益勘定留保資金320,753千円、減債積立金100,000千円及び建設改良積立金69,032千円で補填した。

3 事業概要

(1) 主な建設改良工事

工事名	工事費(千円)	着工年月日	竣工年月日	備考
荒尾市公共下水道根幹的施設の建設工事委託 (日本下水道事業団に平成28年度からの2か年事業として委託している。)	19,000	平成28年9月30日	平成30年2月28日	H28繰越し
	127,000			
有明9579-2汚水枝線管渠布設工事	23,060	平成28年11月29日	平成29年4月24日	H28繰越し
緑ヶ丘9652-4汚水枝線管渠布設工事	17,157	平成28年11月29日	平成29年4月28日	H28繰越し
緑ヶ丘9654汚水枝線管渠布設工事	19,216	平成28年11月29日	平成29年4月24日	H28繰越し
有明9578汚水枝線管渠布設工事	48,545	平成29年8月1日	平成29年12月15日	
緑ヶ丘9685汚水枝線管渠布設工事	24,613	平成29年8月1日	平成29年12月15日	
緑ヶ丘9693汚水枝線管渠布設工事	25,014	平成29年8月1日	平成29年12月15日	
緑ヶ丘9654-1汚水枝線管渠布設工事	24,072	平成29年8月1日	平成29年12月15日	
有明933-1汚水幹線管渠布設工事	50,790	平成29年8月15日	平成30年1月31日	
有明9577-1汚水枝線管渠布設工事	18,685	平成29年9月4日	平成30年2月28日	
緑ヶ丘9818汚水枝線マンホールポンプ設備工事	12,744	平成29年10月30日	平成30年1月30日	

(2) 業務量等

事項・単位	年度	平成29年度	平成28年度	対前年度比	
				増減	伸率(%)
処理区域内人口	人	38,302	38,458	△ 156	△ 0.4
水洗化人口	人	34,115	34,213	△ 98	△ 0.3
普及率	%	72.1	71.6	0.5	
水洗化率	%	89.1	89.0	0.1	
年間総処理水量	m ³	4,738,043	4,884,130	△ 146,087	△ 3.0
年間有収水量	m ³	4,132,836	4,120,749	12,087	0.3
使用料単価	円/m ³	181.01	179.91	1.10	0.6
汚水処理原価	円/m ³	134.95	131.63	3.32	2.5
使用料回収率	%	134.1	136.7	△ 2.6	

平成29年度荒尾市病院事業会計決算資料

1 収益的収入及び支出

(単位：千円、%)

年度 科目	平成29年度		平成28年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸率
1 医業収益	5,871,438	94.3	5,863,679	94.4	7,759	0.1
(1) 入院収益	3,967,555	63.7	3,926,250	63.2	41,305	1.1
(2) 外来収益	1,537,792	24.7	1,564,487	25.2	△ 26,695	△ 1.7
(3) その他医業収益	366,091	5.9	372,942	6.0	△ 6,851	△ 1.8
うち他会計負担金	218,140	3.5	217,779	3.5	361	0.2
2 医業外収益	331,632	5.3	349,511	5.6	△ 17,879	△ 5.1
(1) 受取利息及び配当金	76	0.0	65	0.0	11	16.9
(2) 他会計補助金	124,482	2.0	122,901	2.0	1,581	1.3
(3) 国県補助金	13,871	0.2	12,112	0.2	1,759	14.5
(4) 他会計負担金	90,790	1.5	92,020	1.5	△ 1,230	△ 1.3
(5) その他医業外収益	102,413	1.6	122,413	1.9	△ 20,000	△ 16.3
3 特別利益	21,667	0.4	738	0.0	20,929	2835.9
総収入	6,224,737	100.0	6,213,928	100.0	10,809	0.2
1 医業費用	5,729,089	96.5	5,617,881	96.8	111,208	2.0
(1) 給与費	3,523,726	59.4	3,365,344	58.0	158,382	4.7
給料	1,270,763	21.4	1,262,517	21.8	8,246	0.7
手当	1,144,028	19.3	1,070,133	18.4	73,895	6.9
賃金・報酬	408,356	6.9	436,899	7.5	△ 28,543	△ 6.5
その他	700,579	11.8	595,795	10.3	104,784	17.6
(2) 材料費	1,195,698	20.2	1,266,812	21.8	△ 71,114	△ 5.6
薬品費	728,936	12.3	771,872	13.3	△ 42,936	△ 5.6
診療材料費	457,805	7.7	485,247	8.3	△ 27,442	△ 5.7
医療消耗備品費	8,957	0.2	9,693	0.2	△ 736	△ 7.6
(3) 経費	736,570	12.3	713,664	12.3	22,906	3.2
光熱水費	75,133	1.2	72,570	1.2	2,563	3.5
燃料費	29,516	0.5	22,709	0.4	6,807	30.0
修繕費	40,386	0.7	42,712	0.7	△ 2,326	△ 5.4
賃借料	70,595	1.2	69,209	1.2	1,386	2.0
委託料	459,144	7.7	445,550	7.7	13,594	3.1
その他	61,796	1.0	60,914	1.1	882	1.4
(4) 減価償却費	236,284	4.0	233,975	4.0	2,309	1.0
(5) 資産減耗費	16,801	0.3	20,171	0.4	△ 3,370	△ 16.7
(6) 研究研修費	20,010	0.3	17,915	0.3	2,095	11.7
2 医業外費用	198,659	3.4	182,294	3.1	16,365	9.0
(1) 企業債利息	6,921	0.1	8,455	0.1	△ 1,534	△ 18.1
(2) 一時・長期借入金利息	221	0.0	1,417	0.0	△ 1,196	△ 84.4
(3) 繰延勘定償却	0	0.0	0	0.0	0	-
(4) 消費税(雑損失)	179,917	3.0	165,972	2.9	13,945	8.4
(5) 職員確保経費	1,600	0.0	6,450	0.1	△ 4,850	△ 75.2
(6) 貸倒引当金医業外繰入額	10,000	0.2	0	0.0	10,000	皆増
3 特別損失	6,617	0.1	3,207	0.1	3,410	106.3
総支出	5,934,365	100.0	5,803,382	100.0	130,983	2.3
差引	290,372		410,546		△ 120,174	

当年度純利益	290,372		410,546		△ 120,174	
累積欠損金	973,547		1,263,919		△ 290,372	
累積欠損金比率(%)	16.6		21.6		△ 5.0	
不良債務額	-		-		-	
不良債務比率(%)	-		-		-	

2 資本の収入及び支出

(単位：千円、%)

科目	平成29年度		平成28年度		対前年度比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸率
資本的収入	409,000	100.0	176,734	100.0	232,266	131.4
1 企業債	409,000	100.0	163,200	92.3	245,800	150.6
2 固定資産売却代金	0	0.0	0	0.0	0	-
3 補助金	0	0.0	13,534	7.7	△ 13,534	皆増
4 他会計負担金	0	0.0	0	0.0	0	-
5 他会計出資金	0	0.0	0	0.0	0	-
資本的支出	669,700	100.0	474,123	100.0	195,577	41.3
1 建設改良費	410,009	61.2	177,862	37.5	232,147	130.5
2 企業債償還金	227,491	34.0	275,111	58.0	△ 47,620	△ 17.3
3 医学生奨学資金貸付金	23,200	3.5	15,600	3.3	7,600	48.7
4 看護学生奨学資金貸付金	9,000	1.3	5,550	1.2	3,450	62.2
5 電話加入権	0	0.0	0	0.0	0	-
6 投資	0	0.0	0	0.0	0	-
7 開発費	0	0.0	0	0.0	0	-
8 予備費	0	0.0	0	0.0	0	-
差 引	△ 260,700		△ 297,389		36,689	

資本の収入額が資本の支出額に対し不足する額260,700千円は、当年度分損益勘定留保資金で補填した。

3 診療科別患者数調

(単位：人、%)

診療科	年度	平成29年度		平成28年度		対前年度比較	
		患者数	構成比	患者数	構成比	増減数	伸率
内 科	外来	14,747	17.0	13,471	15.0	1,276	9.5
	入院	25,929	31.0	24,740	29.8	1,189	4.8
循環器内科	外来	11,623	13.4	10,580	11.8	1,043	9.9
	入院	7,236	8.6	8,339	10.0	△ 1,103	△ 13.2
代謝内科	外来	5,864	6.8	6,007	6.7	△ 143	△ 2.4
	入院	2,133	2.5	2,417	2.9	△ 284	△ 11.8
外 科	外来	10,966	12.6	11,735	13.0	△ 769	△ 6.6
	入院	15,963	19.0	16,800	20.2	△ 837	△ 5.0
整形外科	外来	6,983	8.0	8,115	9.0	△ 1,132	△ 13.9
	入院	11,309	13.5	13,490	16.2	△ 2,181	△ 16.2
形成外科	外来	1,738	2.0	1,629	1.8	109	6.7
	入院	778	0.9	914	1.1	△ 136	△ 14.9
産婦人科	外来	2,645	3.1	2,781	3.1	△ 136	△ 4.9
	入院	2,263	2.7	2,529	3.0	△ 266	△ 10.5
小児科	外来	640	0.7	746	0.8	△ 106	△ 14.2
	入院	73	0.1	128	0.2	△ 55	△ 43.0
脳神経外科	外来	2,513	2.9	2,646	2.9	△ 133	△ 5.0
	入院	12,886	15.4	9,243	11.1	3,643	39.4
眼 科	外来	0	0.0	0	0.0	0	-
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
泌尿器科	外来	3,438	4.0	3,840	4.3	△ 402	△ 10.5
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
放射線治療科	外来	3,703	4.3	4,029	4.5	△ 326	△ 8.1
	入院	35	0.1	13	0.1	22	169.2
画像診断・治療科	外来	735	0.8	797	0.9	△ 62	△ 7.8
	入院	0	0.0	11	0.1	△ 11	皆減
消化器病センター	外来	4,617	5.3	5,874	6.5	△ 1,257	△ 21.4
	入院	23	0.1	0	0.0	23	皆増
麻 酔 科	外来	850	1.0	777	0.9	73	9.4
	入院	0	0.0	0	0.0	0	-
緩和ケア内科	外来	48	0.1	53	0.1	△ 5	△ 9.4
	入院	107	0.1	71	0.1	36	50.7
救 急 科	外来	7,735	8.9	8,772	9.8	△ 1,037	△ 11.8
	入院	4,998	6.0	4,333	5.2	665	15.3
皮膚科	外来	1,478	1.7	1,480	1.6	△ 2	△ 0.1
腎センター(透析)	外来	6,453	7.4	6,582	7.3	△ 129	△ 2.0
外来患者合計		86,776	100.0	89,914	100.0	△ 3,138	△ 3.5
入院患者合計		83,733	100.0	83,028	100.0	705	0.8
患者数合計		170,509		172,942		△ 2,433	△ 1.4

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 略</p>	<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 略</p>
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p>

現 行	改 正 後
<p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p> <p>2. <u>市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力をを行う者との間でそれぞれ役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>次項の連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3. <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u></p>
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(連携施設に関する特例) 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者において、<u>連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p>	<p>康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができるとして市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。） (連携施設に関する特例) 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者においては、<u>連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u></p>
<p>附 則 (施行期日) 1 略 (食事の提供の経過措置) 2 <u>この条例の施行の日の前日</u>において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は家庭的保育事業者の認可を得た場合においては、<u>この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1号(調理設備に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。))並びに第47条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)</u>の規定は、適用することができる。</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 略 (食事の提供の経過措置) 2 <u>この条例の施行の日(以下「施行日」という。)</u>の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。))が、<u>施行日後に家庭的保育事業者の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。))、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。))、第34条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。))並びに第44条第1項本文(調理員に係る業務に限る。))並びに第47条第1項本文(調理員に係る業務に限る。))の規定は、適用しないことが</u></p>

現 行	改 正 後
<p>3 (連携施設に関する経過措置) 3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 (小規模保育事業B型等に関する経過措置)</p> <p>4 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項(利用定員に関する経過措置)</p> <p>5 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。 (小規模保育事業所A型及び保育所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>6 略</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 (小規模保育事業B型等に関する経過措置)</p> <p>5 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。 (利用定員に関する経過措置)</p> <p>6 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。 (小規模保育事業所A型及び保育所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7 略</p>

現 行	改 正 後
7 略	8 略
<p>8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に達して置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に達して置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p>	<p>9 附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に達して置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に達して置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p>
9 略	10 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改 正 後
<p><u>(名称と位置)</u> 第2条 病院の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 位置 荒尾市荒尾2,600番地</p>	<p><u>(名称及び位置)</u> 第2条 病院の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 位置 荒尾市荒尾2600番地</p>	<p><u>(名称及び位置)</u> 第2条 病院の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 位置 荒尾市荒尾2600番地</p>
<p>(経営の基本) 第4条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 神経内科 (17)～(26) 略 3 略</p>	<p>(経営の基本) 第4条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(13) 略 (14) <u>脳神経内科</u> (15) 略 (16) 略 削る。 (17)～(26) 略 3 略</p>	<p>(経営の基本) 第4条 略 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(13) 略 (14) <u>脳神経内科</u> (15) 略 (16) 略 削る。 (17)～(26) 略 3 略</p>

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

議第60号資料

平成30年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）資料

1 歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	職員研修費				257	△ 257	□熊本県市町村振興協会による市町村研修支援事業の継続に伴う財源の組替え (財源) ・研修経費助成金 257
	ふるさと応援寄附金推進費	29,703				29,703	□寄附件数の増加に伴う臨時職員の雇用及び関連経費の増額 ・健康労働保険料 116 ・賃金 756 ・記念品賞品 18,417 ・手数料 6 ・返礼業務委託料 6,530 ・使用料 3,878
	荒尾市民病院建設推進費	2,042				2,042	□地権者所有地の建物補償調査等の追加 ・委託料 2,042
	花のみちプロジェクト事業費	1,524			1,524		□看板設置、諸材料費の増額及び財源の組替え ・消耗品費 229 ・委託料 917 ・原材料費 378 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 3,000 ・ふるさと応援基金繰入金 △1,476
	2 款計	33,269			1,781	31,488	
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	872				872	□国民健康保険特別会計補正による ・特別会計繰出金 872
	ふれあい福祉センター施設改修費	14,775				14,775	□老朽化による空調設備の改修 ・修繕費 14,775
	介護予防拠点整備事業費	5,000	5,000				□県補助単価の変更による ・補助金 5,000 (財源) ・県補助金 5,000
	低所得者保険料軽減負担金返還金	288			288		□平成29年度国及び県補助金の精算 ・返還金 288 (財源) ・介護保険特別会計繰入金 288
	社会福祉法人等低所得者利用者負担軽減事業費	375				375	□平成29年度県補助金の精算 ・返還金 375
	訪問入浴サービス事業費	1,156	830		51	275	□利用者の増加による ・委託料 1,156 (財源) ・国庫補助金 553 ・県補助金 277 ・訪問入浴サービス事業利用料 51
	小規模保育所整備事業費	63,851	56,757			7,094	□小規模保育所（民設公募）の整備補助（平成30年度分） ・補助金 63,851 (財源) ・国庫補助金 56,757
	清里保育園施設改修費	723				723	□老朽化に伴う遊具（滑り台）の撤去及び新設 ・修繕費 723
	清里保育園費（人件費） （任期付職員）	3,208				3,208	□任期付職員雇用 ・一般職給 2,248 ・職員手当等 411 ・共済組合負担金 549
3 款計	90,248	62,587		339	27,322		

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
4 衛生費	予防接種費	8,093			3,539	4,554	□成人用肺炎球菌ワクチン予防接種者の増加による ・委託料 8,093 (財源) ・成人用肺炎球菌ワクチン実費徴収金 3,539
	4款計	8,093			3,539	4,554	
6 農林水産業費	機構集積支援事業費	600				600	□平成29年度県補助金の精算 ・返還金 600
	6款計	600				600	
7 商工費	商工総務費(産休・育休代替職員雇用)	906				906	□育児休業期間の延長による臨時職員雇用 ・健康労働保険料 131 ・賃金 775
	7款計	906				906	
8 土木費	道路維持費(人件費)	△6,813				△6,813	□災害復旧費への人件費組替え ・一般職給 △3,693 ・職員手当等 △1,997 ・共済費 △1,123
	住宅施設改修費	19,656				19,656	□老朽化による市営住宅修繕工事(桜山団地) ・工事請負費 19,656
	8款計	12,843				12,843	
9 消防費	消防団活性化事業費	3,020	3,020				□携帯電話用アプリを利用した災害情報IT化事業の実施 ・普通旅費 150 ・印刷製本費 50 ・消防団アプリ導入委託料 2,150 ・消防水利データ取出委託料 600 ・借上料 70 (財源) ・国庫補助金 3,020
	水防費(土木課人件費)	524				524	□水防対策本部従事職員人件費 ・時間外手当 524
	防災対策事業費	114				114	□防災士の資格取得に対する助成 ・補助金 114
	9款計	3,658	3,020			638	
10 教育費	小学校施設改修費	491				491	□7月上旬の豪雨による樹木の伐採及び処分(旧荒尾第二小学校) ・委託料 491
	給食センター整備推進事業費	7,223				7,223	□給食センター建替えに伴う建設予定地の測量、土地鑑定業務及び建物等補償調査 ・委託料 7,223
	10款計	7,714				7,714	
11 災害復旧費	現年農林水産災害復旧事業費	1,380				1,380	□7月上旬に発生豪雨災害復旧費 ・修繕費 1,380
	現年公共土木災害復旧費	97,700	61,497	30,700		5,503	□6月末及び7月上旬に発生豪雨災害復旧費 ・手数料 5,500 ・工事請負費 92,200 (財源) ・国庫負担金 61,497 ・公共土木施設災害復旧事業債 30,700

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	土木災害復旧費（人件費）	6,813		4,600		2,213	□土木費からの人件費組替え ・一般職給 3,693 ・職員手当等 1,997 ・共済費 1,123 (財源) ・公共土木施設災害復旧事業債 4,600
	11款計	105,893	61,497	35,300		9,096	
	補 正 額	263,224	127,104	35,300	5,659	95,161	一般財源 ・介護保険特別会計繰入金 95 ・ふるさと応援寄附金 52,000 ・繰越金 43,066
	補正前の額	21,322,206	6,065,543	540,100	1,279,452	13,437,111	
	合 計	21,585,430	6,192,647	575,400	1,285,111	13,532,272	

平成30年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
6款 繰入金	一般会計繰入金	660,450	872	661,322	臨時職員1人増員による増額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	760,450	872	761,322	
7款 繰越金	繰越金	1	182,858	182,859	平成29年度決算剰余金 (298,802千円のうち182,858千円計上)
8款 諸収入	雑入	71,261	△ 69,751	1,510	
	療養給付費等交付金(過年度)	0	3,806	3,806	平成29年度精算分
	その他	9,200	0	9,200	
	計	80,461	△ 65,945	14,516	
その他		6,761,237	0	6,761,237	
歳入合計		7,602,149	117,785	7,719,934	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	91,855	872	92,727	臨時職員1人増員による増額
	その他	18,638	0	18,638	
	計	110,493	872	111,365	
9款 諸支出金	償還金	1	116,913	116,914	精算に伴う平成29年度国庫負担金等返還金
	その他	2,340	0	2,340	
	計	2,341	116,913	119,254	
その他		7,489,315	0	7,489,315	
歳出合計		7,602,149	117,785	7,719,934	

平成30年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第2号）資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
10款 繰越金	繰越金	155	266,335	266,490	平成29年度繰越金
その他		5,685,420	0	5,685,420	
歳入合計		5,685,575	266,335	5,951,910	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
8款 諸支出金	償還金及び還付加算金	1,901	265,952	267,853	国・県負担金、支払基金交付金等の平成29年度精算による返還金
	繰出金	0	383	383	低所得者保険料軽減負担金の平成29年度精算による返還金
	計	1,901	266,335	268,236	
その他		5,683,674	0	5,683,674	
歳出合計		5,685,575	266,335	5,951,910	

1号補正後の介護保険特別会計予算は5,707,836千円で、その内訳は、保険事業勘定5,685,575千円、介護サービス事業勘定22,261千円となります。

今回の2号補正により、保険事業勘定を266,335千円増額しますので、2号補正後介護保険特別会計予算は5,974,171千円となります。

平成30年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰越金	繰越金	1	9,258	9,259	平成29年度決算剰余金
その他		771,812	0	771,812	
歳入合計		771,813	9,258	781,071	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療 広域連合納付金	699,236	9,258	708,494	平成29年度被保険者保険料 繰越金
その他		72,577	0	72,577	
歳出合計		771,813	9,258	781,071	

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(広域連合の議会の組織) 第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、<u>32人</u>とする。 2 広域連合議員は、構成市町村の長及び議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じて選出するものとする。 (1) 市長 <u>8人</u> (2) 町村長 <u>8人</u> (3) 市議会議員 <u>8人</u> (4) 町村議会議員 <u>8人</u></p> <p>(広域連合議員の選挙の方法)</p> <p>第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものの推薦がなければならない。 (1) 前条第2項第1号に掲げる者 <u>すべての市長をもって組織する団体又は構成する市の長の総数の12分の1以上の者</u> (2) 前条第2項第2号に掲げる者 <u>すべての町村長をもって組織する団体又は構成する町村の長の総数の12分の1以上の者</u> (3) 前条第2項第3号に掲げる者 <u>すべての市議会の議長をもって組織する団体又は構成する市の議員定数の総数の12分の1以上の者</u> (4) 前条第2項第4号に掲げる者 <u>すべての町村議会の議長をもって組織する団体又は構成する町村の議員定数の総数の12分の1以上の者</u></p> <p>2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者にあつては各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者にあつては各町村議会において選挙するものとする。</p> <p>3 広域連合議員の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町村議会における選挙についてはすべての町村議会の</p>	<p>(広域連合の議会の組織) 第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、<u>45人</u>とする。 2 広域連合議員は、構成市町村の長又は議会の議員により組織する。</p> <p>(広域連合議員の選挙の方法)</p> <p>第8条 広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、各構成市町村の議会において1人を選挙する。 2 前項の規定による選挙については、地方自治法第118条の例による。</p>

現 行	改 正 後
<p>選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。</p> <p>4 各市町村議会における選挙については、地方自治法第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）の例による。</p>	
<p>(広域連合議員の任期)</p> <p>第9条 広域連合議員の任期は、<u>2年</u>とする。</p> <p>2 広域連合議員が構成市町村の長又は議員でなくなつたときは、同時にその職を失う。</p> <p>3 略</p> <p>4 前項の広域連合議員に欠員が生じたときの選挙（以下「補欠選挙」という。）により当選した議員の任期は、第1項の規定にかかわらず、当該欠員となつた議員の残任期間とする。</p> <p>5 前項の補欠選挙は、欠員となつた議員の残任期間が3箇月以内の場合に行わない。ただし、広域連合議員の数がその定数の3分の2に達しなくなつたときは、この限りでない。</p>	<p>(広域連合議員の任期)</p> <p>第9条 広域連合議員の任期は、<u>当該構成市町村の長又は議会の議員としての任期</u>による。</p> <p>2 広域連合議員が構成市町村の長又は<u>議会の議員</u>でなくなつたときは、同時にその職を失う。</p> <p>3 略</p> <p>削る。</p> <p>削る。</p>

附 則
(施行期日)

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による熊本県知事の許可のあつた日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成31年2月13日までの間における広域連合議員の定数は、この規約による変更後の熊本県後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、32人とする。
- 3 この規約の施行の際現に在職する広域連合議員及び次項の規定による選挙により当選した広域連合議員の任期は、変更後の規約第9条第1項の規定にかかわらず、平成31年2月13日までとする。

- 4 施行日から平成31年2月13日までの間に広域連合議員に欠員が生じた場合は、この規約による変更前の第9条第3項から第5項までの例により選挙を行うものとする。